

市会議案第 8 号

夢洲への I R（カジノを含む統合型リゾート施設）誘
致の是非を問う住民投票の実施を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 9 日提出

吹田市議会議員 西岡 友和

同 山根 建人

同 玉井美樹子

夢洲への I R（カジノを含む統合型リゾート施設）誘致の是非を問う住民投票の実施を求める意見書（案）

平成 28 年（2016 年）に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律が成立したことを受け、I R（カジノを含む統合型リゾート施設）誘致に名乗りを上げた大阪府・市では、本年 3 月に大阪府議会及び大阪市会において、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画を認定申請することが可決されたため、本年 4 月 27 日に当該計画を国土交通省に申請した。

今回の同計画では、I R 区域への年間来訪者数を約 2,000 万人、I R 区域全体の年間売上を約 5,200 億円と試算しているが、具体的な根拠に乏しく、余りにも過大な計画であると言える。I R 整備に要する費用負担についても、大阪市では、昨年 12 月に、I R 建設予定地の土壌改良に約 790 億円を負担する決定をしたことに加え、今後、万博跡地の整備費用として、更に約 788 億円もの公費負担が発生する可能性も見込まれる。

また、I R の中核であるカジノ事業そのものについても、ギャンブル依存症の発生リスクや、カジノの整備による犯罪の増加も懸念されている。

このように、I R 誘致については、様々な問題点を内包しているにもかかわらず、住民説明会や公聴会に関しては合計 11 回の開催にとどまり、さらに、公聴会においては、I R 誘致への反対意見が大半を占めることとなった。これでは、特定複合観光施設区域整備法第 9 条第 7 項の規定に基づき、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたとは言えない。

大阪府内では、本年 3 月 25 日から 5 月 25 日までの間、I R 誘致の是非を問う住民投票の実施を求める署名活動が行われ、条例制定を求める請求に必要な府内の有権者数の 50 分の 1 を大きく上回る 20 万人以上の署名が集められた。また、本市においても、市内の有権者数の 50 分の 1 を上回る署名が集まっている。

このような大阪府民の行動を受け、大阪の未来はどのようなものであるべきか、府民の意見を改めて問うべきである。

よって、本市議会は大阪府に対し、夢洲への I R 誘致の是非を問う住民投票を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 日

吹 田 市 議 会